

労働相談Q & A

Q

遠方への転勤を打診されましたが、同居家族が病気で通院中のため、転勤先では通院ができません。転勤を断れますか。

家族の都合による転勤辞退 会社と話し合いを

A

勤務地や仕事内容を限定した労働契約がある場合は、労働者の合意なく配置転換はできませんが、通常の配置転換については、使用者に配置命令権が認められています。

ただし、転勤命令が不当な動機・目的の場合や労働者に対して通常を著しく超える不利益を負わせる場合は権利の濫用となることもあります。

会社に対し、家族の病気の治療について具体的かつ客観的な説明を行い、当面の猶予など、話し合われてはいかがでしょうか。

(産業振興課)